

## 小田原市上下水道事業運営審議会 会議録

会議名	令和7年度第2回小田原市上下水道事業運営審議会	
日時	令和7年12月25日(木) 午前10時～午前11時15分	
場所	小田原市上下水道局第2・3会議室	
次第	1 開会 2 報告事項 (1) 令和6年度小田原市水道事業会計決算について (2) 令和6年度小田原市下水道事業会計決算について (3) 小田原市下水道施設包括的維持管理業務の検討状況について 3 閉会	
資料	資料1 令和6年度小田原市水道事業会計決算について 資料2 令和6年度小田原市下水道事業会計決算について 資料3 小田原市下水道施設包括的維持管理業務の検討状況について	
出席者	審議会	長岡会長、根上副会長、堀内委員、金井委員、大津委員、齋藤委員、森委員、清塚委員
	事務局 (市)	上下水道局長、水道技術担当局長、笠間副局長、金田副局長、経営総務課長、経営改善担当課長、給排水業務課長、下水道整備課長、手塚給排水業務課副課長、佐々木給排水業務課副課長、曾根水道整備課副課長、上島水道整備課副課長、湯山下水道整備課副課長、村島下水道整備課副課長、浄水管理課副課長、稲畑経営総務課総務係長、塩崎経営総務課総務係長、市川経営総務課経理係長、水道整備課計画係長、水道整備課維持係長、下水道整備課維持係長、浄水管理課浄水係長、下水道整備課係員2名
傍聴者	0人	

会長	<p>次第に沿って進める。審議会は原則公開である。傍聴者がいる場合には入室を許可する。</p> <p>事務局、いかがか。</p>
事務局	<p>現時点では傍聴希望者はいない。</p> <p>なお、審議会途中において傍聴希望者が訪れた際は、審議中の注意事項を説明のうえ、議事の進行に支障のない範囲で適宜、入場させることとする。</p>
会長	<p>それでは、2報告事項の(1)令和6年度小田原市水道事業会計決算定について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>始めに、令和6年度決算については、6月に監査委員による監査において事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められ、その後9月定例会で決算の認定を受けている。</p> <p>決算の内容は、参考資料1「決算報告書その他財務諸表」の冊子にまとめてあるが、本日はその要旨を資料1で説明する。資料1をご覧ください。</p> <p>最初に、水道事業の目的であるが、水道法第1条に、「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」と規定されている。</p> <p>次に、管路整備の状況であるが、水道管路整備について、令和4年度から6年度までの状況を記載している。</p> <p>水道管の区分については、ページ下の図をご覧ください。</p> <p>取水施設から浄水施設まで送る管を導水管、浄水された水道水を配水施設まで送る管を送水管、配水施設から各家庭へ送る管を、配水本管、配水支管、各戸へ引き込まれる管を給水管と定められている。</p> <p>水道管路の総延長は、令和6年度末で773.78km、基幹管路の耐震管率は、60.9%であり、以下表のとおりとなっている。耐震化については、令和4年6月に改定した水道ビジョンに基づき、基幹管路の耐震化を優先的に取り組んでおり、ビジョンで目標年次とした令和13年度に向け、概ね順調に進んでいる。</p> <p>次に2ページの業務量をご覧ください。</p> <p>区分9の有収率は、令和4年度から令和5年度にかけて0.5ポイント減少したが、令和5年度から令和6年度にかけて0.4ポイント増加した。</p> <p>次に3ページの損益計算書をご覧ください。</p> <p>1営業収益(1)給水収益は、4ページの事業収益・事業費用の主なものをご覧ください。</p>

(1)料金に関する事項 ア.給水収益は令和6年度は微増しているが、イ.有収水量については減少している。

これは、人口は減少しているものの、世帯数は増加しており、給水栓数も増加している。令和6年度に関しては、有収水量の減少分以上に栓数の増による基本料金の増額が大きかったと見込んでいるが、全体的なトレンドとしては引き続き人口減少の進行や節水意識の高まり、節水機器の普及などに起因して減少傾向にあると見ている。

3ページの損益計算書にお戻りいただきたい。一番下の当年度純利益であるが、令和6年度は、2,360万1,439円の純損失となった。電気料金の高止まりや物価高などの社会経済情勢により、引き続き厳しい状況が続くと考えている。

5ページのウ.ランク別使用料構成比をご覧ください。

小田原市の水道事業の特徴として、水量ベースで全体の8割、金額ベースで全体の7割を家庭用が占めている。これは、地下水が豊富な小田原では大量の水を利用する企業などの事業者は、水道ではなく地下水を利用することが多いので事業用の水道の使用量は抑えられ、家庭用が多くを占めることになる。

一般的に家庭用の割合が多い場合のほうが、景気に左右されにくい安定的な経営ができると言われている。

次に(2)企業債に関する事項ア.企業債支払利息をご覧ください。

企業債支払利息の推移であるが、利率が比較的高い借入れの返済が進み、減少傾向となっている。

次に6ページのイ.企業債元金償還金をご覧ください。

平成27年度以降、借入れ条件を元利均等償還から元金均等償還に変更したこともあり、元金償還金は減少傾向にある。

続いて、ウ.企業債残高をご覧ください。

新規企業債借入額が元金償還金を上回ったことにより、企業債残高は増加している。

現在進めている高田浄水場再整備事業が建設に着工し、事業費が増加することに伴って、令和6年度から令和11年度までの間、企業債残高は増加する計画となっている。

以上で令和6年度水道事業会計決算について報告を終わらせていただく。

会長

ただ今の報告について、質疑等はあるか。

委員

令和6年度末の企業債残高が増加しているとのことであるが、企業債は借金という認識でよろしいか。

事務局	お見込みのとおりである。
委員	経営への影響と今後の対応をお伺いしたい。
事務局	高田浄水場の再整備により一時的には増加するが、基本的には元金償還金以上の借入れをしないこととしているので、徐々に企業債残高は減少していくものと考えている。
会長	再整備が終了する時期を言っていただくと分かりやすい。
事務局	令和 11 年度に完了する見込みである。
会長	令和 11 年度まで企業債残高は増加するが、その後は減少するという理解でよろしいか。
事務局	お見込みのとおりである。
会長	令和 11 年度末の企業債残高はどのくらいとなる見込みか。
事務局	現時点で 105 億円であり、高田浄水場再整備が 150 億円ほどであるので、令和 11 年度末では 250 億円程度となる見込みである。
委員	有収率についてであるが、令和 5 年度は前年度に比べ 0.5 ポイント減少し心配していた。令和 6 年度は前年度より増加しているが、その要因は何か。
事務局	市内に約 5,000 か所ある泥吐管の開閉状況を確認し、その一部を閉めたことにより改善されたと考えている。
会長	耐震率は小田原市独自の指標であると思うが、その説明があった方がよいと思う。
委員	地下水の利用に関する説明をもう一度お願いしたい。 地下水の利用は、事業用が少なく家庭用が多いといったような、比率に関する説明があったが、その点に関することである。
事務局	事業者が地下水を利用するケースが多いという説明であった。特に大口

の事業者が地下水を利用し、上水道の利用が少ないというのが本市の特色となっているので、それに応じて家庭用の使用水量が占める割合が全体の7割と大きくなっている。

委員

近年、全国的に料金体系は用途別から口径別に移行しているが、小田原市の今後の方向性はどのように考えているのか。

一般的には、事業の形態としてコンピュータ関係など小規模事業が増加しており、事業用と家庭用の区分けが難しくなっていることから口径別に移行していると理解している。小田原市では事業形態の変化といったデータを取り、それを踏まえた料金体系の変更を検討しているのか伺いたい。

事務局

前回の料金改定を審議いただいた際に、審議会から今回は口径別の料金体系を検討するように言われている。

用途別料金体系は家庭用の料金を抑えて水道の普及を促し、公衆衛生を向上させるという役割があり、その役割は既に果たしているといえる。

県内でも口径別に変更した事業体もあり、本市でもこういった点を踏まえて口径別料金体系を検討すべきと考えている。

会長

地下水利用の増減見込みを伺いたい。

事務局

企業の進出、撤退により大きく変わってくるので、何とも言えない。

会長

企業の地下水利用率は分かるか。

事務局

データとして持ち合わせていない。

委員

耐震率が低く感じるので、できるだけ早く改善してもらいたい。

事務局

全国的に見ると低くはないが、計画的に改善してまいりたい。

事務局

基幹管路の耐震率は95%である。これは今後30年以内に発生する確率が80%と言われている南海トラフ地震の本市の想定震度である震度6弱に耐えることのできるものであり、まずはこれを令和13年度に100%とすることを目的にしている。

耐震管率はそれ以上の規模の災害にも耐えられるというものであり、まずは発生確率の高い南海トラフ地震に備えるための整備を進めていくという考えである。

会長 令和6年度決算は赤字となっているが、今後の見込みを伺いたい。

事務局 令和6年度は「その他特別損失」30,000,000円があり、これが影響して赤字となった。  
今後は、高田浄水場の再整備で借入額が増加する企業債の支払利息が大きく影響してくる。  
現在の金利は当初想定の3倍程度となっていることから、支払利息額が増加することで、このままでは収支として赤字が続く見込みとなっている。

会長 質疑も尽きたと思うので、報告事項(1)令和6年度小田原市水道事業会計決算についてを終了とする。  
  
ここで、説明担当者への入替えを行う。事務局は担当者への入替えをお願いする。

事務局 次に、2報告事項の(2)令和6年度小田原市下水道事業会計決算について、事務局から報告をお願いする。  
  
決算の内容は、参考資料2-1「決算報告書その他財務諸表」の冊子にまとめてあるが、本日はその要旨を資料2「令和6年度決算について」で説明する。  
最初に、1. 下水道事業の目的をご覧いただきたい。下水道事業の大きな目的は、三つある。一つ目は、公衆衛生の向上。これは市街地に汚水が滞留しないように汚水を排除して、公衆衛生を向上するというもの。二つ目は、公共用水域の水質保全。これは汚水を適切に処理することで、河川等の水質を保全するというもの。三つ目は、浸水の防除。これは、雨水の排除により浸水を軽減、防除するというもの。このように下水道事業は、汚水及び雨水の処理に、欠くことのできない社会基盤のひとつとなっている。  
次に、2の整備・改築更新の状況をご覧いただきたい。区分1 汚水管渠整備延長は、令和6年度末で599.6km、2処理区域面積は、2570.5haとなり、3全体区域面積に対する普及率が89.0%に達した。また、4重要な管渠の耐震化済延長が、約85kmとなったことに伴い、5重要な管渠の耐震化率は、約57.0%となっている。6雨水渠整備延長については、214.4kmとなった。  
なお、重要な管渠の耐震化をはじめとした整備・改良事業については、おだわら下水道ビジョンに基づき、概ね順調に進んでいる。

次に2ページの3. 業務量をご覧いただきたい。8有収水量は、下水道使用料徴収の対象となる水量を表すものであり、使用料収入に大きく影響するものである。令和6年度は、1,950万6,176 $\text{m}^3$ と、前年度比27万6,918 $\text{m}^3$ の増加となった。それに対して、7汚水量とは、処理場で処理される実汚水量のことで、有収水量に、汚水管渠に浸入した雨水や地下水等の不明水を加えた水量のことである。処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水量の割合を示すのが、9有収率。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえる。有収率の改善のため、不明水対策として地震対策や長寿命化工事による汚水管渠の更生工事などを実施している。令和6年度の有収率は69.3%と、前年度比2.2ポイント低下し、不明水量は増加した。これは、5ページウ 不明水量及び不明水率の説明部分のとおり、令和6年度は台風10号による大雨などの影響もあり、増加したものである。なお、企業会計化した平成28年度から30年度までの3カ年平均では不明水率が34.1%であったが、直近3カ年平均では29.3%と減少傾向にあり、令和7年度以降も引き続き汚水管渠の更生工事を実施していく。

次に3ページ、4. 損益計算書をご覧いただきたい。1営業収益は、下水道使用料ほかで、38億554万1,144円となっている。

ここで下水道使用料について詳しくご説明するので、資料4ページ、5. 事業収益・事業費用の主なもの(1)使用料に関する事項ア. 下水道使用料をご覧いただきたい。下水道使用料については、大規模事業者の新規立地などが影響し、令和5年度から令和6年度にかけて、約6,862万円の増加、割合では、約2.14%の増加となった。

イ. 有収水量は先ほどご説明したとおりである。

続いて資料5ページの、エ. ランク別使用料構成比をご覧いただきたい。この表は、2ヵ月ごとに検針を行った水栓数、水量及び金額を区分に当てはめたものである。表内の水栓数をご覧いただきたい。太字の数字は順位を表している。水栓数が最も多い区分は0~16 $\text{m}^3$ の2万5,112戸であり、右隣の項目の水量については、21~40 $\text{m}^3$ が最も多くなっている。その右隣の項目の金額については、1万 $\text{m}^3$ 超が最も多く、全体の1/4以上を占めている。このことから、使用水量の多い企業の動向が下水道事業の財政に与える影響が大きいものと考えられる。

資料3ページ、4. 損益計算書にお戻りいただきたい。次に、2営業費用ですが、(1)管渠費から(9)資産減耗費までの合計で、

57億293万8,256円となっている。

このうち(7)流域下水道維持管理費負担金は、資料6ページの(2)流域下水道維持管理費負担金をご覧いただきたい。流域下水道維持管理費負担金とは、酒匂川流域内にある本市をはじめとした3市7町の下水を、神奈川県が運営する汚水処理場にて処理するに当たり生じる維持管理費

用を市町から県へ負担金という形で支出しているものである。令和5年度と6年度の比較では、本市の負担金は、約1億3,773万円増加した。これは令和5年度の電気契約形態が変動制であった一方、6年度は従来どおり固定制であったことにより結果として、電気料金関係の支払いが増加したことが大きな要因と分析している。

資料3ページ、4. 損益計算書にお戻いただきたい。営業損益については、営業収益から営業費用を差し引いた18億9,739万7,112円の営業損失となった。この営業損失に、他会計補助金などの3営業外収益を加え、支払利息などの4営業外費用を差し引いた経常損失は1億6,727万4,235円となった。

ここで企業債全体の動向について説明するので、資料6ページ及び7ページをお開きいただきたい。ア. 企業債支払利息及びイ. 企業債元金償還金は、高利率債の返済が進んでいることや元金の償還の範囲内での借入れを行っていることにより減少傾向にある。

資料3ページ、4 損益計算書にお戻いただきたい。先ほどの経常利益に、5 特別利益を加え、6 特別損失を差し引いた当年度純損失は、1億5,693万2,439円となり、令和5年度に引き続き純損失を計上した。

純損失を計上した主な要因は、流域下水道維持管理費負担金が前年度と比べ約1億3,773万円増加したことによるものである。

そのような中で安定的に事業を継続するために、小田原市下水道ストックマネジメント計画に基づいた効率的な投資を推進するとともに未利用地の売却を検討するなど、収入及び支出の両側面から経営改善を図り、下水道事業の運営を行っていく。

以上で令和6年度下水道事業会計決算についての報告を終わらせていただく。

会長

ただ今の報告について、質疑等はあるか。

委員

雨水渠整備面積が大きく増加している理由はなにか。  
雨水渠とはどのようなものか。

事務局

本市は分流方式を採用しており、雨水渠は雨水を排除するもので水路等の改修に該当する。

整備面積が増加した理由としては、令和5年度までは雨水渠の整備を行った区域の面積を計上していたが、整備基準を見直し、今後整備が不要な末端の道路側溝等を整備済み面積に含めたためである。

委員

流域下水道維持管理負担金は電力費が変動制から固定制になったことで増加したとの説明であったが、詳細を伺いたい。

事務局 流域下水道の電力契約は管理者の神奈川県が行っている。令和5年度は諸事情により市場連動型としたと聞いている。令和6年度は原則通り固定制に戻したと聞いている。

委員 神奈川県により決まったものであり、小田原市が決められるものではないということで理解した。

会長 流域下水道維持管理負担金の設定は毎年変わってくるものなのか。

事務局 県の計画に基づいたものであり、その金額は毎年変わってくる。

委員 流域下水道維持管理負担金の小田原市の負担率は65%となっているが、この負担率は今後変わる見込みはあるのか。

事務局 流域下水道の負担金は実流入水量に応じて負担する仕組みとなっており、不明水を減らすことによって負担割合が減少する可能性はある。

委員 令和6年度は有収率が下がっているが、不明水が増えたことで流域下水道維持管理負担金が増加したのか。  
また、不明水が増加した要因は何か。

事務局 流域下水道維持管理負担金が増加した主な要因は電力費が増加したことによるものである。  
不明水が増加した要因は、台風等の影響により増加したものであるが、他の市町も同様に不明水が増加しており、実流入量に応じて負担する仕組みとなっている流域下水道維持管理負担金の増加要因とはなっていない。

委員 汚水管と雨水管が分かれていても汚水管に雨水が入ってしまうのか。

事務局 古い陶管の割れ目や継ぎ手などからどうしても入ってしまう。  
下水道が整備されていない地域では、浄化槽で処理した水を道路側溝等に流している。

事務局 大雨の際には、道路の窪みにあるマンホール蓋や管の割れ目から雨水が入ってしまう。年間の降雨量と不明水量を比較すると比例しているのが分かる。  
古い管の更生工事や耐震化工事を進めることで全体の傾向として、不明水の割合は以前は34%ほどあったものが30%ほどに減ってきている。

会長

質疑も尽きたと思うので、報告事項（２）令和６年度小田原市下水道事業会計決算についてを終了する。

２報告事項の（３）小田原市下水道施設包括的維持管理業務の検討状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局

「資料３の１ページ」をご覧ください。

最初に、「１ 業務目的」であるが、本市では、将来的にも安全かつ安心で持続可能な下水道事業の運営を継続するため、令和４年度から民間事業者の体制やノウハウを活用した「下水道管路包括的維持管理業務」を導入している。

令和９年度以降は、現状の「下水道管路」をはじめ、新たに下水道施設（下水道管理センター、早川・南町中継ポンプ場等）を加えた維持管理に関する各種業務を複数年かつ、包括的に委託することにより、更なる市民サービスの向上及び業務の効率化、緊急時における連携体制の強化を図ることを目的としている。

次に、「２ これまでの取組経過」であるが、令和９年度以降の小田原市下水道施設包括的維持管理業務における実施方針等を検討するため、９月２２日に第１回事業者説明会を開催し、１０月８日までを期間とするアンケート調査を実施したところ、各項目とも約７割の企業が市の考え方に「妥当」との見解を示された。

また、【主な意見等】については、これまでのアンケート調査や個別対話からのご意見等を抜粋している。

そこで、アンケート調査及び個別対話について、説明するので、別紙 参考資料３－１「下水道施設包括的維持管理業務に向けたアンケート調査結果」をご覧ください。

最初に、アンケートの調査は、７項目について実施した。

２ページをご覧ください。

各項目の回答は、「アンケート調査の回答一覧」のとおり、「１. 包括的範囲について」から「５. 主な参加条件について」は、①の「妥当」との回答が多く得られ、「６. 共同事業体の役割分担と体制について」は、③の「パターンＡ・パターンＢどちらも妥当」との回答が多数であった。

「７. 事業への参画意向について」は、①の「参画したい」、②「再委託等で参画したい」が全体の半数以上の回答を得られた一方で、④の「未定」と回答した企業からは、事業規模（予算）や業務内容の詳細が分からないことから、現段階では、事業参画の判断ができないとのご意見等を頂いた。

３ページをご覧ください。(２)の個別対話の概要については、第１回事業者説明会に参加した１２企業（市内７企業、市外５企業）から希望

があり実施した。

「個別対話での主な意見」については、アンケート調査の項目別に整理しており、市の考え方をAからDに区分し、その区分内容については、4ページの表下段に示している。

「資料3」の1ページにお戻りいただきたい。

11月27日と28日に開催した第2回事業者説明会では、アンケート調査結果や個別対話からのご意見等に関する市の考え方をご説明したのち、実施方針の策定に向けた意見交換会を実施した。

資料3の2ページをご覧ください。

これまでの事業者説明会やアンケート調査結果を踏まえ、現在、第2期に向けた実施方針（案）を作成しており、「3 小田原市下水道施設包括的維持管理業務実施方針（案）の概要」について、ご説明する。

(1)業務名は、「小田原市下水道施設包括的維持管理業務」

(2)基本方針については、令和4年6月に改定した「おだわら下水道ビジョン」、現在、策定作業中の第7次小田原市総合計画第1期実行計画などとの整合を図り、3つの方針を掲げている。

一つ目は、「下水道施設の効率的かつ効果的な維持管理を行い、持続可能で安全・安心な下水道サービスを提供する。」

二つ目は、「地域経済の好循環を図るため、市内事業者の活性化及び経営基盤の強化に資するよう推進する。」

三つめは、「大規模地震等の災害発生時においても公民連携による応急体制を構築して、災害に強いまちの実現を目指す。」ことを掲げている。

(3)業務目的は、「本市が所有する下水道施設（管路、下水道管理センター、中継ポンプ場等）の維持管理に関する各種業務等について、複数年かつ包括的に委託することにより、更なる市民サービスの向上と業務の効率化を図るとともに、緊急時における連携体制を強化し、下水道施設の安全・安心な維持管理を確保することを目的」としている。

(4)対象施設と数量は、表のとおりとなる。

3ページをご覧ください。

(5)業務内容及び発注方式についてであるが、業務内容については、管路及び施設に係る共通の業務として、各業務を統括する統括監理業務から「下水道管路」は、計画的維持管理業務、住民対応等業務、情報管理業務に分類している。

「下水道施設」は、保全管理業務、運転管理業務、調達管理業務、情報管理業務に分類し、発注方式は、前回と同様「包括的民間委託」となる。

(6)業務事務所については、引き続き、「市民等からの通報があった際は、対象場所に概ね1時間以内に到着して対応すること。」が可能な場所に設置することを条件として、「事業者自ら準備するものとし、その場所等については、事前に本市の承諾を得なければならない。」としている。

なお、第2期では下水道施設も対象とするため、下水道管理センター(小田原市寿町5-23-30)内に設置する場合は、履行期間に限り、無償で貸与する。」としている。

(7)履行期間については、令和9年4月1日～令和14年3月31日の5年間としている。

(8)事業方式は、「複数の企業で構成する「共同企業体」とし、運営形式及び構成する企業数は任意としているが、「計画的維持管理業務及び住民対応等業務の構成企業については、市内に本店を有する企業でなければならない。」ことを参加条件としている。

4ページについては、これまでのご意見等を踏まえた事業スキーム(イメージ例)となる。

図示の太枠内の統括監理業務と施設維持管理業務については、市外企業でも参加可能としているが、先ほどご説明した基本方針を踏まえ、管路維持管理業務の、計画的維持管理業務と住民対応等業務については、「市内に本店を有する企業」を参加条件としており、構成企業だけでは業務遂行が困難な場合は、必要に応じて、再委託及び請負を認めこととしている。

なお、施設維持管理業務については、市外企業の参加を可能としていることから、各業務における再委託等をする場合は、「市内に本店等を有する企業を積極的に活用すること」としている。

最後に、「4 今後のスケジュール」についてであるが、令和8年1月26日に開催される建設経済常任委員会にて、本日、ご説明した検討状況について報告する。

3月下旬には、実施方針(案)としてとりまとめ、4月上旬に「第3回事業者説明会、現場見学会」を開催する予定である。

実施方針(案)については、令和8年5月頃に開催予定の本審議会にご報告したうえで策定し、市ホームページ等に公表することを考えている。

事業者選定については、8月頃 プロポーザル募集を公告し、10月頃応募資格審査書類の受付、11月開催予定の本審議会では、事業者選定に係る中間報告をさせて頂き、年末の12月頃、事業者選定委員会にて、優先交渉権者が決定する予定である。

その後、優先交渉権者と詳細協議を行い、建設経済常任委員会にて、事業者選定結果を報告したうえで、令和9年2月頃に契約を締結する予定となっている。

以上で、説明を終わらせていただく。

会長

ただ今の報告について、質疑等はあるか。

委員

計画的維持管理業務及び住民等対応等業務の受注先については市内に本店を有する企業などの条件があるが、全体でどのくらいの事業者が対象

となるのか。

事務局 計画的維持管理業務及び住民等対応等業務の市内の対象事業者は150社程度となる。

事務局 現在の第1期の契約では組合的な事業者を含め5者でグループを形成して受注しており、そのうち計画的維持管理業務及び住民等対応等業務については概ね3者で対応している。第2期についても同様の規模になると見込んでいる。

委員 契約期間を5年とする妥当性について伺いたい。

事務局 現在の第1期の契約期間は令和4年11月から令和9年3月までの4年5か月となっている。第2期は令和9年4月からの5年間としているが、業務上のノウハウの蓄積や反映、物価変動を踏まえると妥当な期間であると思っている。

国土交通省のガイドラインや他自治体の事例でも契約期間は3年から5年とされている。

会長 もっと長い10年とかは考えなかったのか。

事務局 10年となるとかなり長期になるので、何かあったときに変更することも難しいと考え5年とした。

委員 アンケート調査において、業務期間の5年間を不相当と回答した企業が4つあるが、不相当とした理由は何か。

事務局 5年が長すぎるとした企業がいた一方、短すぎるとした企業もいた。

会長 アンケートに回答した企業は市内企業31社、市外企業15社となっているが、市内企業と市外企業で意見が違うといった傾向はあったのか。

事務局 大きな違いはなかったが、市外企業からは「市内に本店を有する企業」といった条件を緩和することを希望する意見があった。

実施方針では、幅広い事業者が応募できるようにしてまいりたいと考えている。

委員 この包括的維持管理業務は収支の改善にどのくらい寄与する見込みな

のか。

事務局 包括的維持管理業務は市民サービスの向上や業務効率化を目的に実施しているものであり、導入前のコストとの比較はしていない。しかしながら、第2期は第1期から業務内容の見直しをしており、物価変動による不確定要素はあるが、概ね同程度と見込んでいる。

委員 マンホールカードが人気となっているが、下水道事業の予算の中にデザインマンホール蓋の設置費や補修費が含まれているのか。

事務局 デザインマンホール蓋の設置等に要する費用は、設置を希望する民間事業者から維持管理費として負担金を徴収している。

会長 質疑も尽きたと思うので、報告事項（3小田原市下水道施設包括的維持管理業務の検討状況について）を終了する。

本日予定していた案件はすべて終了となる。

それでは、進行を司会へお返しする。

《事務連絡 議事録確認や提出書類についてなど》

事務局 以上で令和7年度第2回小田原市上下水道事業運営審議会を閉会する。皆様お疲れさまでした。